

パート1

国民健康保険制度のしくみ

が変わります

平成30年
4月から

これまで、国民健康保険（国保）は市町村ごとに運営していましたが、平成30年4月からは北海道も市町村とともに国保運営を担うことになりました。

なぜ国保のしくみが変わるの？

国保は、農業や自営業、無職の方など、職場の健康保険（社保・共済など）に加入していない人が加入します。ほかの医療保険に比べると、「加入者に高齢者が多い」「医療費水準が高い」「相対的に所得水準が低い」、小規模市町村では「財政運営が不安定になりやすい」といった課題を抱えており、このままでは国保運営が困難になると考えられています。

どのように変わるの？

平成30年4月からは、国保制度の安定化のために、北海道が財政運営の責任主体となり、道内市町村とともに国保運営を担っていきます。また、国も財政支援を追加します。

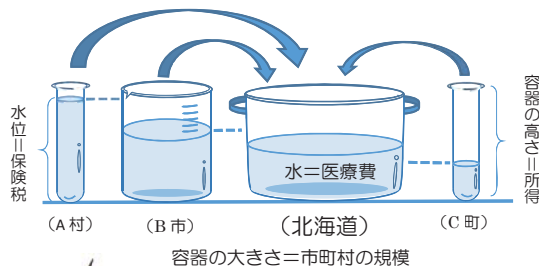
【旧制度では】

- ・所得が同じでも、市町村の医療費の状況で保険税率が大きく異なる。
- ・市町村の規模が小さいと、医療費が少しでも増えると保険税率が急激に上昇する。

【新制度では】

- ・北海道が運営することで、同じ所得なら保険税は同じ水準になる。
- ・北海道を一つの国保とすることで、医療費が多少増えても、保険税が急激には上昇しない。

医療費と税負担の関係をイメージすると・・・



リスクを分散させ、
安定的な国保運営を目指します！

国保の届け出等の窓口は変わりません

国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療のかかり方は変わりません。保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出は、これまで通り役場の国保が窓口となります。

平成30年4月からの変更点は？

①被保険者証（保険証）の様式が順次変わります

保険証更新時に新しい様式の保険証へ変更となります。更新時期はこれまで9月下旬でしたが、7月下旬に変わります。

②国保資格の取得・喪失は都道府県単位となります

北海道内の他の市町村へ住所が変わった場合でも、国保資格は継続され、高額療養費の多数回該当（※）が都道府県単位で通算されます。（ただし、転入・転出に伴う届け出は必要です。）

※高額療養費とは、医療機関に支払った1カ月の一部負担金が一定額（自己負担限度額）を超えた時、超えた金額が払い戻される制度。

※多数回該当とは、過去12カ月に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から自己負担限度額が、引き下げられる制度。

③葬祭費が変わります

平成30年4月1日以降に葬儀を行った方へ、3万円が支給されます（旧制度では2万円を支給）。

④保険税率を見直します。

広報とうべつ5月号（パート2）でお知らせします。

これからも皆さんが安心できる国民健康保険を目指し都道府県と市町村で支えていきますので制度へのご理解、ご協力をお願いします。



住民課国保・後期高齢者医療係
（☎ 23 - 2467）

◆【平成 30 年分以降】 配偶者及び配偶者特別控除の 所得税の控除額が改正されます◆

配偶者控除と配偶者特別控除の適用要件や控除額が、平成 30 年分から改正されます。

- 控除を受ける方の合計所得金額が 1,000 万円以上
の場合は、配偶者控除が適用されません。
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額
の範囲が拡大します。

※配偶者控除や障害者控除を適用する場合には、
これまでどおり配偶者の合計所得金額が 38 万円
以下であることが必要になります。

所得税の控除を受ける方の合計所得金額に応じ
て、配偶者控除と配偶者特別控除の金額は次の表
のとおりになります。

【改正後の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

		控除を受ける方の合計所得金額 (給与収入のみの場合の収入金額)			＜参考＞ 配偶者の収入が 給与収入のみの 場合の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	103 万円以下
	(老人控除対象配偶者)	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者 特別 控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	103 万円超 150 万円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	150 万円超 155 万円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	155 万円超 160 万円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	160 万円超 166 万 7,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	166 万 7,999 円超 175 万 1,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	175 万 1,999 円超 183 万 1,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	183 万 1,999 円超 190 万 3,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	190 万 3,999 円超 197 万 1,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	197 万 1,999 円超 201 万 5,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	201 万 5,999 円超

※控除を受ける方の合計所得金額が 1,000 万円を
超える場合には、配偶者控除と配偶者特別控除
の適用を受けることができません。



税務課税務係 (☎ 23 - 2332)



予防接種

今年度の対象者はこちらです

■ 問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

☆ 日本脳炎予防接種

平成 28 年 4 月 1 日から北海道全域で日本脳炎予防接種が始まりました。今年度は次の方が優先的な接種対象となります。①～④の対象者には順次、案内を送付します。

▼料金 無料

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.30）に掲載しています。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。
- ・接種に関する詳細は、町ホームページでも確認できます。

▼優先的な接種対象者・接種回数

対象者	接種回数
平成 27 年 4 月 2 日～ ① 平成 28 年 4 月 1 日生 (3 歳)	1 期 初回 2 回
平成 26 年 4 月 2 日～ ② 平成 27 年 4 月 1 日生 (4 歳)	1 期 追加 1 回
平成 23 年 4 月 2 日～ ③ 平成 25 年 4 月 1 日生 (7 歳 6 カ月未満)	1 期 3 回 (初回 2 回・追加 1 回)
平成 10 年 4 月 2 日～ ④ 平成 13 年 4 月 1 日生 (18 歳以上 20 歳未満)	1 期 3 回 (初回 2 回・追加 1 回) 2 期 1 回
【既に接種している方】 ⑤ 9 歳以上 10 歳未満で、 既に 1 期 3 回接種済みの方	2 期 1 回

☆ 高齢者肺炎球菌予防接種

日本人の死因の第 3 位は肺炎です。その肺炎の原因となる細菌やウイルスの中で、最も多いのが肺炎球菌です。肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌が引き起こす病気を予防したり、肺炎にかかった場合に症状を軽くする効果が期待できます。ご高齢の方は、肺炎にかけると重症化しやすいため、積極的に予防接種を受けましょう。

▼接種期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

▼料金 2,500 円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.30）に掲載しています。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・入院または入所中などで町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。
- ・接種回数は 1 回です。

▼対象者

これまでに 1 回も肺炎球菌予防接種を受けたことのない人で、次の方が今年度の対象です。誕生日前でも接種が可能です。

① 65 歳以上で次の生年月日の方。

65 歳	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日生
70 歳	昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生
75 歳	昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生
80 歳	昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日生
85 歳	昭和 8 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日生
90 歳	昭和 3 年 4 月 2 日～昭和 4 年 4 月 1 日生
95 歳	大正 12 年 4 月 2 日～大正 13 年 4 月 1 日生
100 歳	大正 7 年 4 月 2 日～大正 8 年 4 月 1 日生

② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳 1 級程度）のある方。



児童扶養手当 特別児童扶養手当等

4月分から手当額が変わります

★児童扶養手当

手当の種類	【変更前】 平成30年3月分 まで（月額）	【変更後】 平成30年4月分 から（月額）
児童扶養手当 （全部支給）	42,290円	42,500円
児童扶養手当 （一部支給）	所得に応じて 42,280～9,980円 の10円刻みの額	所得に応じて 42,490～10,030円 の10円刻みの額
児童2人目 の加算額	所得に応じて 9,990～5,000円	所得に応じて 10,040～5,020円
児童3人目 以降の加算額	所得に応じて 5,990～3,000円	所得に応じて 6,020～3,010円

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとり内・☎23－3019）

★特別児童扶養手当等

手当の種類	【変更前】 平成30年3月分 まで（月額）	【変更後】 平成30年4月分 から（月額）
特別児童扶養 手当1級	51,450円	51,700円
特別児童扶養 手当2級	34,270円	34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
福祉手当 （経過措置分）	14,580円	14,650円

▼問合せ 介護課障がい支援係（ゆとり内・☎25－2665）

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料の納付は、前納がお得です】

国民年金保険料は納付書で2年分・1年分・6カ月分（4～9月分）を5月1日までに納めると割引になります。
（単位：円）

平成30年度	月額	期間	月々納付	前納	割引額
定額保険料	16,340	2年	393,000	378,580	14,420
		1年	196,080	192,600	3,480
		6カ月	98,040	97,240	800
定額保険料 + 付加保険料	16,340 + 400	2年	402,600	387,830	14,770
		1年	200,880	197,310	3,570
		6カ月	100,440	99,620	820

【マイナンバー（個人番号）による届出・申請】

3月5日から届出様式が変更となり、マイナンバーによる届出・申請を開始しています。マイナンバーでの届出をされる場合には、個人番号が確認できるもの（通知カード、マイナンバーカード、個人番号記載の住民票）と本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、パスポート等）が必要です。なお、従来どおりの基礎年金番号による手続きも引き続き行えます。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 4月19日（木） 10時～15時
- ・場所 商工会館（錦町）

（相談予約専用ダイヤル ☎011－717－4133）

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎23－2463）

【国保を支える国民健康保険税】

国民健康保険は、被保険者が高額な医療費を負担しないで済むように加入者全員で助け合う制度です。加入している人は国民健康保険税を納めなければなりません。平成29年度分の国保税の納め忘れはありませんか？ 今一度ご確認ください。

納税相談もないまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」や、受診時に保険給付がなく医療費の全額を負担しなければならない「資格証明書」が交付されることとなりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

【Q&A 健康保険がつく会社に就職、手続きは？】

Q) 今まで国民健康保険でしたが、健康保険がつく会社に就職しました。必要な手続きはありますか？

A) 国保を脱退し、他の健康保険に加入することになるので、脱退の手続きが必要です。新たに加入し交付された健康保険証（扶養とすご家族分も含む）と当別町の国民健康保険証（返却用）を持参のうえ、国保窓口までお越しください。

▼国民健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係（☎23－2341）

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎23－2467）

福祉関係の各計画を策定

～町ホームページ & ゆとろ担当窓口 でご覧いただけます～

◆とうべつ健康プラン 21 (第 2 次) 改訂版を策定しました

健康寿命の延伸に向けて、「とうべつ健康プラン 21」の後半(平成 30～34 年度)の取り組みをまとめました。

◇閲覧先・問合せ

保健福祉課健康推進係 (☎ 23 - 4044)

基本理念

こころもからだも元気がいいっしょ!!
みんなでつくろう健康とうべつ



基本目標

①健康的な生活習慣による 疾病予防(一次予防)

- 運動・栄養・こころ・歯の健康をテーマに正しい知識を普及するため、健康福祉出前講座や料理講習会を実施します。
- 住民が健康的な生活習慣を送るための環境や機会をつくります。

②疾病の早期発見・早期治療 (二次予防)

- 定期的な健診の必要性を啓発し、個別の受診勧奨により受診率向上を目指します。
- 住民が健診結果を生かした生活習慣病の予防に取り組めるよう支援します。

③健康づくりの基盤整備

- 感染症予防のため、予防接種を受けやすい体制整備を行います。
- 関係機関・団体と連携し保健・医療体制の確保に努めます。

◆第 7 期当別町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(平成 30～32 年度) を策定しました

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生きがいに満ちた日常生活を営むことができるよう、地域全体で支えていく「地域包括ケアシステム」の構築に向け、策定しました。

◇閲覧先・問合せ

介護課介護支援係 (☎ 23 - 3029)

基本理念

ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり



基本目標

①住み慣れた地域で 暮らし続けられるまちづくり

相談機能を充実させ、情報提供や周知を図ります。また、医療・介護の連携を推進し、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう早期発見・対応の仕組みづくり、家族・介護者の支援等のケア体制を整備します。

②健やかに自分らしく 暮らせるまちづくり

心身の機能低下をできるだけ防ぎ、早期発見や状態改善、認知症・介護予防、健康づくりなどを推進します。また、介護予防に役立つ活動の普及や、地域の高齢者の自発的な取り組み、幅広い生活支援の担い手の活動等を支援します。

③つながりを当たりまえに 大事にするまちづくり

住民同士が当たり前のように日常的につながり、支え合うまちを目指し、住民が集い、交流する場づくりを進めます。また、災害時・緊急時など「もしものとき」に備え、関係機関と連携しながら、迅速かつ効率的な支援が提供できる体制を目指します。